

「困ったなあ」

に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学名誉教授

夫が疎遠な息子たちの相続分を減らしたいと言っています。

夫の遺産のことで、相談に上がりました。
20歳上の夫は今75歳、結婚して10年です。私は夫が興した観光会社の社長秘書でした。前妻はすいぶん派手な方でしたが、若い男ができたとかで離婚を切り出され、もめることもなく離婚したようです。子供3人はすでに成人しており、親権や養育費の問題がなく、ただ財産分与として2億円を払ったそうです。私たちが付き合っ出したのは離婚後のことで、夫は子供は当てにできないしする気もない、若い妻に介護を任せたい

とのことでした。
10年間、あちこち世界旅行やら何やらいい目を見せてもらいました。夫はまだ元気ですが、旧友が突如亡くなつて落胆し、死後の話をするようになりました。親の代からの不動産を含め、株券・投資信託・預貯金など資産はざつと10億円だそうです。妻の私が半分、半分は子供3人に各3分の1。各6分の1で約1億6000万ですね。
息子らにそんなにやりたくはないが、遺言書で妻に全遺産をと書いても遺留分を申し立

てられて、各12分の1。自分亡き後に私1人が訴訟を起こされては大変な思いをするだろうから、今できるだけ財産を現金化して、各1億円を生前贈与して相続放棄をしてもうえれば良いのではないかと言うのです。
夫自身はすつと疎遠な息子らと話をするつもりはなく、誰か弁護士などに依頼するそうですが、どう思われますか。

相続

ご主人がまだご自身お元気なのに、後に残される奥さまのことを考えてくださるのには、本当にありがたいことです。まだ75歳とはいえ、いつ何時何があるかは確かに分かりませんから。

さて、世間でよく誤解されていますが、相続放棄ができるのは、相続開始後なのです（基本3カ月以内、民法915条）。つまり、生前放棄はできず、できるのは「遺留分の放棄」です（1049条）。もしこれをお子さん3人が家裁に申し立てて許可を受ければ、「奥さまに全財産を相続させる」旨の遺言書さえあれば、大丈夫です。

ただ、疎遠な息子さんらがそう簡単に話に乗ってくれるかどうか。若い後妻が母親から父親を奪って、財産を独り占めしているくらいに考える息子もいると思います。単純計算をすれば、息子さんたち

の遺留分は各12分の1、つまり約8000万円。それに比べて1億円は多いし、おまけに不動産を相続しても換金が面倒だし、多めの金をもらつて遺留分を放棄した方が得だと考えそうなものですが、計算通りに運ばないのが、金と家族関係に絡むことなのです。しかも相手は1人ではなく、3人。それぞれ40代で妻子もいて、事情が異なるので、足並みがそろう方がまれでしょう。委任した弁護士から交渉の報告を受ける度にご主人はかりかりしそうです。本当は自分の死後のことなのに。

私は公証役場で子細な遺言書を作ることをお勧めします。上場株式、投資信託、預貯金はいいとして、例えば不動産は固定資産税・路線価・市場価額と評価基準が複数あつて評価額が異なるのです

が、できるだけ実態に合わせて評価し、各遺留分は尊重するとして、できるだけ預貯金などの流動資産を息子さんらに相続させる旨書いておけば裁判所も真意を酌んでくださると思います。死後では遺言書からしか故人の真意は分かりませんので。

自分の財産なので、遺言作成後ももちろん使っても売ってもよく、実態が変われば新しい遺言書を作ればそれが有効になります。それでも少しの価額の上乗せのために、弁護士費用を使ってまで遺留分調停を起こしてくる人もいます。

生前放棄はできません。
公証役場で遺言書を作りましょう。

